

国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(職務専念義務の免除)</p> <p>第16条 職員は、次の各号の一に掲げる事由に該当する場合には、職務専念義務の免除(以下「職専免」という。)について、当該各号に掲げる期間、承認を受けることができる。承認を受けた期間については有給とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>本則</p> <p>(職務専念義務の免除)</p> <p>第16条 職員は、次の各号の一に掲げる事由に該当する場合には、職務専念義務の免除(以下「職専免」という。)について、当該各号に掲げる期間、<u>学長の承認</u>を受けることができる。承認を受けた期間については有給とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	

附 則 (規程第66号)

この規程は、平成27年10月1日から施行する。